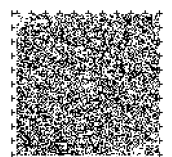


各論 I

福生市重層的支援体制 整備事業実施計画



第 1 章

重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 重層的支援体制整備事業とは

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障害、児童、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しており、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、ひきこもり問題、ヤングケアラー問題、個人や世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

このような状況の中、地域共生社会の実現を目的として、市が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みを作るため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消するため、①属性を問わない相談支援体制の整備（「包括的相談支援」）や、これまで分野ごとに実施していた、②支援が必要な対象者やその世帯が社会と継続的につながるための支援体制の整備（「参加支援」）、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備（「地域づくりに向けた支援」）に市全体で取り組むことを柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④必要な支援が届いていない人に支援を届けるための機能（「アウトリーチ等を通じた継続的支援」）と、⑤全体の調整を担う機能（「多機関協働による支援」）を一体的に実施することとしています。

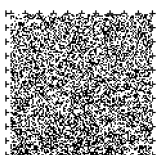
■支援の柱

①包括的相談支援	【社会福祉法第106条の4第2項第1号に基づく事業】 本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援	【社会福祉法第106条の4第2項第2号に基づく事業】 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	【社会福祉法第106条の4第2項第3号に基づく事業】 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。

■強化する機能

④アウトリーチ等を通じた継続的支援	【社会福祉法第106条の4第2項第4号に基づく事業】 必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
⑤多機関協働による支援	【社会福祉法第106条の4第2項第5号に基づく事業】 調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。

一体的に実施



(2) 福生市における重層的支援体制整備事業の提供体制

福生市の社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の各支援の提供体制は、次のとおりです。

① 包括的相談支援

■ 地域包括支援センターの運営

相談支援機関	地域包括支援センター加美 地域包括支援センター武蔵野 地域包括支援センター熊川
設置箇所数	3か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■ 相談支援事業

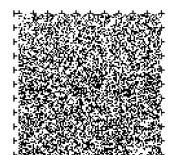
相談支援機関	基幹相談支援センター 福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ 精神障害者地域活動支援センターハッピーウイング
設置箇所数	3か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■ 利用者支援事業（特定型）

相談支援機関	福生市役所（子ども育成課）
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども育成課

■ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	1か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課



■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	1 箇所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課

■生活困窮者自立相談支援事業

相談支援機関	就労と福祉の相談窓口（生活困窮者自立相談支援機関）
設置箇所数	1 箇所
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

②参加支援

実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人（兼務）
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

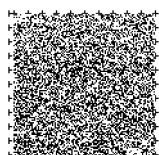
③地域づくりに向けた支援

■地域介護予防活動支援事業

実施内容	介護予防リーダーの養成及び支援
設置箇所数	1 箇所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■生活支援体制整備事業

実施内容	生活支援コーディネーターの配置による地域資源や関連機関等のネットワーク機能の支援
設置箇所数	3 箇所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課



■地域活動支援センター事業

実施内容	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の実施
設置箇所数	2か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■地域子育て支援拠点事業

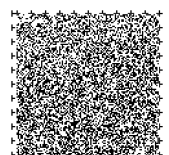
実施内容	子育てひろば事業の実施
設置箇所数	4か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども政策課・こども家庭センター課

■生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの把握 ・交流、参加、学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化
実施体制	地域福祉コーディネーター3人（兼務）
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

④アウトリーチ等を通じた継続的支援

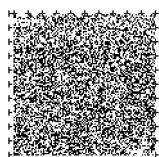
実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人（兼務）
運営形態	委託
所管課	社会福祉課



⑤多機関協働による支援

実施主体	福生市・福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター3人（兼務）
運営形態	一部委託
所管課	社会福祉課

※設置形態の「基本型」とは、単一の各支援機関が、従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた人の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど、他の支援機関と連携して様々なニーズに対応する形態のことをいいます。



2 重層的支援体制整備事業における役割

複雑で複合的な福祉課題に対して、縦割りの制度では、世帯が抱える課題の全体が見えず、支援が行き届かないなどの「支援のしづらさ」があります。重層的支援体制整備事業は、この「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し支援が届かない「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、当該事業の実施は地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットがあると考えられます。

地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するには、この変化に対応しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」が適切かつ持続可能な役割分担を行い、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画するとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う地域社会を創ることが必要となります。重層的支援体制整備事業の実施に取り組むことが、地域共生社会の実現につながります。

● 地域住民

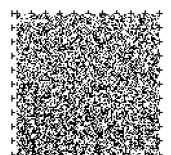
重層的支援体制整備事業により、各分野の支援体制が強化されていくことで、地域住民は、分野をまたぐような生活課題を抱える場合であっても、生活課題ごとに窓口を探す必要がなくなり、適切な支援関係機関や制度につながるできるようになります。また、地域住民にとって顕在化していない生活課題にも支援が届くことによって、安心してよりよい生活を送れることが期待されます。

● 支援関係者・専門職・支援関係機関

市民が抱える生活課題の全てを支援関係者や専門職、支援関係機関など、1か所で抱え込む必要がなくなり、各分野の負担が軽減されることは社会的コストの抑制につながり、最終的に生活課題を抱える地域全体のメリットにつながることを期待されます。

● 行政

抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とのつながりをつくり、生活課題に向き合うことができれば、仮に生活課題は解決に至らなくても、状況の悪化・深刻化を抑えることができます。悪化・深刻化したケースを減らしていくことは社会的コストの抑制につながり、地域全体や行政にとって大きなメリットとなります。また、制度の縦割りを解消することで、効率的な会議運営と、限りある人的資源を有効に活用することができるようになります。



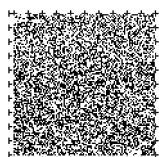
3 基本方針

制度の狭間で孤立状態にあり相談先や支援の必要性が分からないなどの理由により、適切な支援につながらず、問題や課題を抱えたまま更に状況が悪化することを防ぐために、アウトリーチ活動も含めた様々な手段により支援関係機関が把握した困りごとについて、各支援関係機関が連携し包括的な相談の受け止めを行います。また、個別の課題解決だけでなく、解決が困難な場合や解決した場合も、本人と支援者がつながり続けるためのアプローチの継続による伴走支援の実施を目指します。

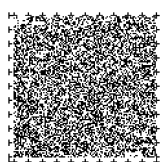
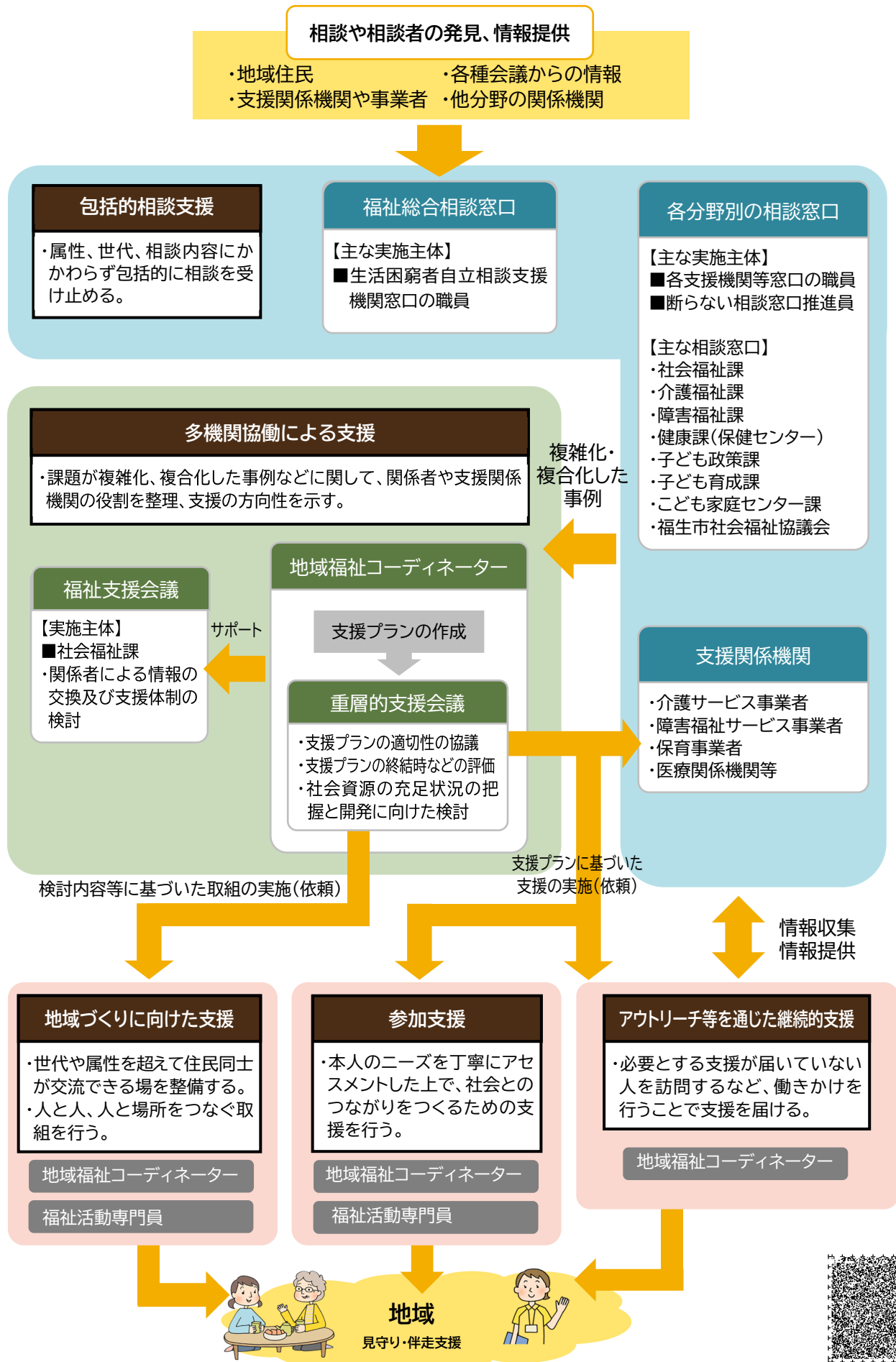
既存の支援体制を生かしつつ、次の【図1】事業実施フローのとおり取り組むことで、持続可能な支援体制の構築を目指します。

なお、本計画の期間中、取組状況や実現性を考慮し、更なる支援の充実を目指して、必要に応じた計画の見直しを行います。

また、重層的支援体制整備事業に係る指標・目標値を、各論Ⅱの基本目標3において設定します。



【図1】事業実施フロー



第2章

重層的支援体制整備に向けた取組

1 包括的相談支援体制の構築

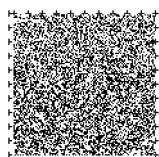
(1) 包括的相談支援体制の強化

方向性

各分野の相談支援事業については、現行の相談体制を維持しつつも、連携体制を強化することで、各支援関係機関が受け止めた分野を超える福祉課題についても支援を行う「断らない相談体制」の構築に努め、また、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けた体制整備に取り組めます。

具体的な取組

- どの窓口にもどんな相談が来ても、適切な支援関係機関につなぎ、必要な支援を行うことができるよう、福祉保健部及び子ども家庭部職員の意識啓発として「断らない相談窓口」の取組を行います。
- 「断らない相談窓口」の取組を推進するため、福祉保健部、子ども家庭部及び福生市社会福祉協議会の各窓口の係長職を「断らない相談窓口推進員（相談支援包括化推進員）」として位置づけています。断らない相談窓口推進員は、窓口対応した職員だけでは適切な支援関係機関につなぐことなどができない又はつなぎ先が分からない場合の相談先であり、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。
- 「断らない相談窓口」の取組を推進するためのマニュアルを作成し、職員に対する周知や研修等の実施により、福祉意識の醸成を図ることで、包括的相談支援体制の強化に努めます。
- 「断らない相談窓口」の取組については、今後、全庁的な取組となるよう調整を図ります。



(2) 福祉総合相談窓口の設置

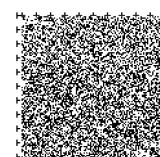
方向性

ひきこもりなどの従来の福祉制度の狭間の課題、8050問題など各分野を横断する問題などに対応するため、各分野別の相談窓口とは別に、相談者の属性、世代等にかかわらず相談を受け止める包括的な「福祉総合相談窓口」を設置します。

なお、福祉総合相談窓口は“市民”がどこに相談すればよいか分からない相談内容の受け止め先として設置するもので、主な機能は、相談内容を踏まえて適切な支援関係機関につなぐ（交通整理をする）ことです。

具体的な取組

- 社会福祉課の生活困窮者相談窓口を「福祉総合相談窓口」と位置づけます。
- 複雑化・複合化した福祉課題をはじめとした、市民及び関係機関等の福祉相談を総合的に受け止め、状況に応じた支援や必要な支援関係機関等への連絡や連携を図ることで相談者のサポートを実施します。
- 福祉総合相談窓口では、受け付けた相談内容に応じて、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。



2 地域福祉コーディネーターの配置と活用

(1) 地域福祉コーディネーターの配置と活用

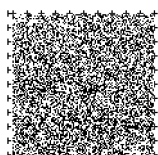
方向性

福生市における重層的支援体制整備事業の実施において、中心的な役割を担うこととなる地域福祉コーディネーターを3名配置します。

地域福祉コーディネーターは、各支援関係機関からの複雑化・複合化した相談を受け止め、必要な助言を行います。

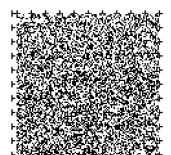
地域福祉コーディネーターの配置場所と主な役割

配置場所	主な役割
福生市役所 (社会福祉課)	(1) 多機関協働による支援の実施 ア 相談者等が抱える課題の把握 イ 支援の基本的な方向性に関する検討、調整等 ウ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 エ 支援関係機関等との連絡調整 オ 重層的支援会議の運営・開催や福祉支援会議のサポート (2) 複雑化・複合化した地域課題の把握、相談受付 ア 支援関係機関や民生委員・児童委員等、地域ネットワークとの連携・強化を図り、複雑化・複合化した地域課題の把握 イ 来所や電話等による相談受付及び支援関係機関との連携による訪問支援を含めた対応の実施 (3) 参加支援の実施 ア 参加支援の実施が必要と思われる人のニーズや課題の把握 イ アで把握したニーズや課題と地域の社会資源等とのマッチング ウ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 エ 本人や世帯のニーズ・状態に合った支援メニューの創造 オ マッチング後の定着支援及び受入先へのサポート (4) アウトリーチ等を通じた継続支援の実施 ア 支援内容の周知 イ 支援関係機関との連携、地域からの情報収集 ウ 支援対象者に対する情報提供や信頼関係構築に向けた働きかけ エ 支援方針を検討の上、必要に応じた支援プランの作成 オ 支援関係機関等との連絡調整 (5) 「地域づくり」に向けた支援の実施 ア 地域住民のニーズ、生活課題の把握 イ 地域住民の活動支援、情報発信等 ウ 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 エ 行政や地域住民、NPO等の「地域づくり」の担い手がつながるプラットフォームの展開 (6) 「断らない相談窓口」の実施
福生市福祉センター (福生市社会福祉協議会)	



具体的な取組

- 各支援関係機関等の窓口で受けた相談の中で、話を聞いた結果、複数の支援関係機関につながりが必要な場合や、どこの支援機関につないだらよいか分からない場合など、支援関係機関等の“職員”のための相談先としての役割を担います。
- 支援関係機関等の“職員”から受けた相談を基に、支援関係機関のつなぎ先の整理や役割分担を行うなど、福祉の専門家として“職員”をサポートします。
- 各支援関係機関等から地域福祉コーディネーターにつながり際に、相談者の相談内容や主訴、地域福祉コーディネーターにつながり理由や他の支援関係機関と個人情報共有することについての同意が確認できる様式を作成します。
- 地域福祉コーディネーターにつながれた相談のうち、複数の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成します。
- アセスメント、支援プラン作成、支援の実施、終結の判断等について、支援関係機関と調整し決定を行う「重層的支援会議」の開催・運営を担います。
- 地域資源の開発・開拓のため、既存の地域活動団体の事業や取組に参加し、情報交換や「つながりづくり」を行うことで協力体制を構築します。



3 包括化・重層化による伴走支援

(1) 多機関協働による包括的相談支援体制の構築

方向性

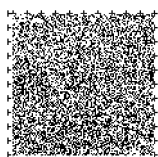
社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議として「福祉支援会議^(※1)」を設置し、地域において支援関係機関などがそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、地域福祉コーディネーターを中心とした多機関協働による支援において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による包括的な支援ができるよう努めます。

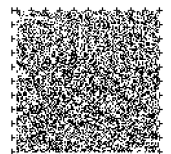
また、「重層的支援会議^(※2)」を設置し、支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時などの評価、社会資源の開発と充足状況の把握に向けた検討を行い、包括的相談支援、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援^(※3)ができる体制を目指します。

具体的な取組

- 福祉支援会議を必要に応じて随時開催します。
- 重層的支援会議を必要に応じて随時開催します。
- 地域福祉コーディネーターが中心となり、重層的支援会議の開催等や福祉支援会議の実施のサポートを行います。
- 支援関係機関等から必要な情報を収集（状況に応じて支援関係機関等に情報収集を依頼）し、収集した情報を基にアセスメントシート等を作成します。
- アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成します。アセスメント、支援プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において支援関係機関と調整した上で決定します。
- 支援プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行います。
- 本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがついた上で、支援関係機関の役割分担の合意形成を行います。合意形成後も支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保します。
- 今後の重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、現在開催されている介護保険法に基づく地域ケア会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策協議会などの福祉関連の会議体について、効果的かつ効率的に開催できるよう、また、会議出席者への負担軽減を目的として、合同開催又は統合的な会議開催の検討を行います。



- (※1) 福祉支援会議では、潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行います。福祉支援会議の構成員は、市の職員、地域福祉コーディネーターのほか、事案の内容に応じて支援関係機関や民生委員・児童委員等のうちからその都度選定します。また、会議の構成員に対しては守秘義務が課せられており、本人の同意が得られていないケースについても取り扱われます。福祉支援会議の実施方法については、「福生市福祉支援会議設置要綱」で規定しています。
- (※2) 重層的支援会議では、相談のあった事例に対し、本人の同意を得た上で、多機関協働による支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時等の評価を行います。また、必要な資源開発に向けた検討等を行います。重層的支援会議の構成員は、市の職員、地域福祉コーディネーターのほか、事案の内容に応じて支援関係機関や民生委員・児童委員等のうちからその都度選定します。重層的支援会議の実施方法については、「福生市重層的支援体制整備事業実施要綱」で規定しています。
- (※3) 伴走支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援です。



(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

方向性

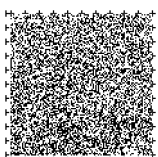
長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、解決が困難な問題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けて継続した伴走支援を行います。また、対象者を把握するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集することができる体制を構築します。

具体的な取組

- 地域福祉コーディネーターを中心とした伴走による支援を行うことができる体制の構築を行います。
- 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集を行うことができる体制の構築^(※4)を行います。
- 潜在的な支援ニーズを早期に発見するために、支援関係機関や地域住民と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握します。
- 相談者に係る個人情報や支援機関等に共有することに関する本人同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や見守り等のネットワークの構築、本人と関わるきっかけ等を検討します。必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた福祉支援会議にて情報共有や課題共有を行います。
- 本人やその世帯とのつながりを形成するためのやりとりを行い、支援等の情報を提供するなどの継続的な対応を行います。
- 本人と出会えた後も、自宅から出ることや他の相談支援機関等につながるものが困難な場合に、自宅の訪問や必要な支援関係機関への同行支援など必要な支援を行います。
- 本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、つなぎ先との関係性が安定するまで、必要な支援を行います。

(※4) アウトリーチ等を通じた継続的支援が必要な人は、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに否定的な人などが想定されます。このような人を見つけるためには、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者からの情報提供が重要となります。したがって、民生委員・児童委員や町会・自治会をはじめ、地域の福祉事業者、郵便局、水道検針事業者等の関係機関との協定の締結等による連携体制の構築を行うことにより、潜在的な支援ニーズの掘り起こしを行います。



4 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

(1) 参加支援の実施

方向性

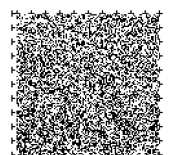
支援を必要とする人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりについて、地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員^(※5)を中心に行います。

相談者の有無にかかわらず、必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やすことで、多様な社会参加の実現を目指します。また、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行います。

具体的な取組

- 重層的支援会議において、参加支援が必要であると判断された人についての相談を受け付けた後、相談内容に基づくアセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや社会参加を支えるための支援プランを作成します。
- 本人のニーズに沿った支援メニューのマッチングを行います。
- 本人が新たな環境で居場所が見出せるよう、受入先等に定期的に確認・訪問するなどにより、一定期間フォローアップを行います。
- 社会参加に向けた地域の社会資源等とのつながりが形成され、本人とつながり先との関係性が安定した後も、定期的な連絡を行うなど、つながりを維持するための働きかけを行います。
- 多様な社会参加の実現を目指すため、地域福祉と社会教育・生涯学習の連携の促進を図ります。また、各種活動団体の把握に努めるとともに、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓等のコーディネート機能の充実を図ります。

(※5) 福祉活動専門員とは、子育て支援や高齢者・障害のある人への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していく地域福祉活動が地域住民の間で広がっていくよう、住民や団体、関係機関と連携しながら地域の中でサポートする役割を担います。また、地域福祉活動を推進させるための方策について、調査、企画及び連絡調整を行うほか、広報及び指導などを行います。福生市においては、福生市社会福祉協議会の職員がその役割を果たしています。



(2) 地域づくりに向けた支援の実施

方向性

介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施するなどにより、各事業拠点で、属性にかかわらず地域住民を広く対象とすることで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり行います。

具体的な取組

- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、地域住民ボランティアや地域に根ざした活動を行うNPO等と協力しながら、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進します。
- 地域づくりを一部の地域住民に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や町会・自治会等の地縁組織をはじめ、地域おこしや産業等の福祉以外の分野の関係者に対しても、地域づくりに必要な意識の醸成や支援を行います。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員を中心に、地域資源の把握、信頼関係の構築及び新たな地域資源の開発やそのサポートを行います。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、福祉分野以外の関係機関・団体・企業等とのつながりも強化しながら、公園や空き家等を利用した交流や健康づくりの場の確保、企業と連携した終活等の普及及び地域情報の発信等により、住民同士が交流できる場づくり、居場所づくり及び多様なつながりが生まれる環境整備を推進します。

